

瀬戸市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例をここに  
公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 1 5 号

瀬戸市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号。以下「法  
」という。）第 3 3 条第 3 項及び都市計画法施行令（昭和 4 4 年政令第  
1 5 8 号。以下「政令」という。）第 2 9 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 3  
号の規定に基づき、開発許可の基準の緩和に関し必要な事項を定めるも  
のとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び政令において使用する用語の  
例による。

(技術的細目に定められた制限の緩和)

第 3 条 法第 3 3 条第 3 項の規定による政令第 2 5 条第 6 号に関する技術  
的細目において定められた公園、緑地又は広場の設置に係る制限の緩和  
は、政令第 2 9 条の 2 第 2 項第 3 号イで定める基準により、開発行為に  
係る開発区域の面積の最低限度を 1 ヘクタールとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

(基準の特例)

2 この条例の施行の日前に受理された法第 2 9 条第 1 項の規定による申

請に係る許可の基準の適用については、なお従前の例による。ただし、当該申請に係る施行の日以後に受理された法第35条の2第1項の規定による変更申請に係る許可の基準については、この条例の規定を適用する。